

熊本市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、市長、副市長及び識見を有する者の中から選任された常勤の監査委員（以下「常勤監査委員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給料）</p> <p>第2条 前条に掲げる者（以下「市長等」という）の給料は、次のとおりとする。</p> <p>市長 月額 <u>1,303,000円</u></p> <p>副市長 月額 <u>1,036,000円</u></p> <p>常勤監査委員 月額 <u>756,000円</u></p> <p>第3条～第4条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、市長、副市長及び識見を有する者の中から選任された常勤の監査委員（以下「常勤監査委員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給料）</p> <p>第2条 前条に掲げる者（以下「市長等」という）の給料は、次のとおりとする。</p> <p>市長 月額 <u>1,207,000円</u></p> <p>副市長 月額 <u>960,000円</u></p> <p>常勤監査委員 月額 <u>700,000円</u></p> <p>第3条～第4条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。